



いわゆる黒染め校則訴訟について

高橋 司 たかはし・つかさ

弁護士。1963年生まれ。北海道大学大学院法学研究科修了。
「公事宿法律事務所」代表。

当時、大阪府羽曳野市に所在する府立懐風館高校に通学していた高校2年生の女子生徒がいた。学校側は、染色・脱色を禁止する校則があることを根拠に、彼女に対して頭髪指導として繰り返し黒染めをするよう求め、これに従わないと判断した学校側は、彼女が他の生徒と一緒に教室で授業を受けること等を

禁止し、その後、彼女は不登校になってしまった。さらに3年生に進級する学校側は生徒名簿から彼女の名前を削除し、教室から座席を撤去するという措置までとったのである。その後、彼女は、学校側のこれらの措置により精神的苦痛等を被ったとして大阪府に対し国家賠償法第1条1項に基づき損害賠償請求訴訟を提起したのである。

主たる争点は、①染色・脱色を禁止する校則が違法かどうか、彼女に対する生徒指導方針が違法であったかどうか、②彼女に対する実際の一連の頭髪指導は違法だったかどうか、③彼女が不登校になった後の学校側の措置は違法であったかどうか、の3点であった。

第一審の大坂地方裁判所は①②の点を違法とせず、③の点のみを学校側の裁量を逸脱したと判断して違法とし、彼女から請求されていた慰謝料の一部を認めたのである。

この地裁判決に対し、彼女側が大坂高等裁判所に控訴したが、令和3年10月28日、大阪高裁は、彼女の控訴を棄却する旨の判決を言い渡しと各新聞に掲載されている。

では、③について考えてみたい。学校側は、不登校になった彼女が3年生に進級した後、生徒名簿から彼女の名前を削除し、教室から座席を撤去するという措置を取ったことに対

し、彼女に対する無責任な噂やSNSの書き込み等を云々しているが、私は言い訳がましい不合理な主張であると思えてならない。このような措置をしていながら学校側が彼女や親御さんにこれらの措置を取るに至った経緯を全く説明せず、その後、彼女側に知られて抗議をされても、大阪府の教育庁から指導がなされたがかかる状況を継続してきたこれまでの5ヶ月間にもわたって学校側がかかる状況を継続させてきたことに何らの合理性など認められるものではない。従つて、この点について、学校側の裁量を逸脱したことを利用法性を認めた地裁判決や高裁判決は妥当な結論だと思う。

次に②についてはどうか。

4日毎に彼女に頭髪指導を行い続け、頭髪指導に基づき黒染めをしきてきの彼女に対し、その黒染めが不十分だとして他の生徒と一緒に教室で学習することを禁止し、別室にて指導担当教員が教育指導を行い続け、その結果、彼女は不登校になってしまった。

よくよく考えてみれば、頭髪の色がどうであるかによって、教室で勉強をする彼女が他の生徒にどれほど迷惑を現実的・具体的にかけるのであるうか。まったく理解できない。万が一、染色・脱色を禁止する校則が、かつたとしても、同じ学校内にいなが

ら、日々、繰り返し他の生徒から離れなければならない事態を引き起こし続けたことは、もはや教育の名のもとで行う具体的な対応としては著しく相当性を欠くと思う。

学校側は、この校則は生徒の関心を勉学等に向けて非行防止等を図るために定めたものであつて、教育目的に基づく合理的な内容であるといふ。しかし、その目的を果たすために強制力が強い別室指導を彼女に行い続けることが本当に生徒の関心を勉学等に向けて非行を防止することにつながると思えるのであろうか。疑問を持たざるを得ない。

最後に①を考える。大阪地裁判決は、この校則を学校教育法に照らして正当な目的のための社会通念上合理的な規制であると判示した。多様な価値観を持つ多数の生徒が集う教育現場において、学校側がある一定の範囲で裁量権を有することは当然のことと思う。しかしながら、頭髪の色ごときがそれほど重要な要素なのであろうか。頭髪の色を華美にすることで生徒が勉学に関心を示さず、場合により非行に向かうなどというステレオタイプ的な価値観はもう止めた方がいい。教育の現場だからこそ、多様化する生徒の価値観を見守り、生徒が右往左往するさまを許容する態度こそ、本当の「高

等」教育なのではないか。